

(第1号様式)

発注工事等総括表

契約方法	件 数	金 額	備 考
総件数	(129) 145 件	(2,295,548) 2,322,672 千円	R5.2～R5.9
(内訳)			
①総合評価方式条件付き一般競争入札	— (21)	— (1,628,829)	
②条件付き一般競争入札	21 件 (108)	1,628,829 千円 (666,719)	
③指名競争入札	124 件	693,843 千円	
④随意契約	未調査	未調査	

※ () 内は、130万円以上の工事及び50万円以上の委託の数値

(第3号様式)

指名停止情報一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株水機テクノス	東京都世田谷区5-48-16	令和5年4月11日～令和5年8月10日（4ヵ月間）	みやま市指名停止等措置要綱別表その2第11号に該当	・建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の主任技術者として配置していた。 ・建設業法第26条の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

水道機工(株)	東京都世田谷区 5-48-16	令和5年4月11日～令和5年8月10日（4ヶ月間）	みやま市指名停止等措置要綱別表その2第11号に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の主任技術者として配置していた。 ・建設業法第26条の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。
---------	-----------------	---------------------------	---------------------------	--

該当事項の欄には、「みやま市指名停止等措置要綱」に定める別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。